

保発 0 7 1 3 第 1 号  
平成 3 0 年 7 月 1 3 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長  
(公 印 省 略)

### 健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布について

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 210 号）については本日公布され、平成 30 年 8 月 1 日から施行することとされたところであります。改正の趣旨及び内容は下記のとおりですので、御了知の上、関係各位への周知徹底を図られるとともに、施行に向けてスケジュール等に十分に留意していただきますようお願いいたします。

なお、施行に向けた準備に当たっては、「高額療養費制度の見直しに関する Q&A」（平成 30 年 5 月 11 日付け厚生労働省保険局事務連絡）をご参照ください。

### 記

#### 第 1 改正の趣旨

制度の持続可能性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平及び負担能力に応じた負担を求める観点から、高額療養費の算定基準額等を見直すものである。

#### 第 2 改正の内容

##### 1 健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）の一部改正

###### ① 高額療養費関係

- ・ 70 歳以上の被保険者等に係る高額療養費について、一般区分の外来特例に係る算定基準額の引き上げを行うこと（14,000 円→18,000 円）。
- ・ 70 歳以上の被保険者等に係る高額療養費について、現役並み所得区分の外来特例の廃止、区分の細分化、算定基準額の引き上げ等を行うこと（※）。

（※）現役並み所得区分Ⅲ（新設）：252,600 円＋（医療費－842,000 円）×1% <多数回 140,100 円>

現役並み所得区分Ⅱ（新設）：167,400円＋（医療費－558,000円）×1% <多数回 93,000円>

現役並み所得区分Ⅰ（新設）：80,100円＋（医療費－267,000円）×1% <多数回 44,400円>

- ・ 新設された現役並み所得区分Ⅱ及び現役並み所得区分Ⅰについては、保険医療機関等において被保険者証又は高齢受給者証を提示しても限度額の把握ができないことから、被保険者等の申請に基づき、あらかじめ保険者が認定を行い、限度額適用認定証を発行すること。
- ※ 75歳到達時特例対象療養、特定給付対象療養及び特定疾病給付対象療養に係る高額療養費の算定基準額についても、同旨の改正を行うこと。

## ② 高額介護合算療養費関係

70歳以上の被保険者等に係る高額介護合算療養費について、現役並み所得区分に係る区分の細分化及び算定基準額の引き上げ等を行うこと（※）。

（※）現役並み所得区分Ⅲ（新設）：212万円、現役並み所得区分Ⅱ（新設）：141万円、現役並み所得区分Ⅰ（新設）：67万円

## 2 船員保険法施行令（昭和28年政令第240号）等の一部改正

船員保険法施行令、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）について、1の改正内容に準じた改正を行うこと。

## 3 準備行為

1①の保険者の限度額適用の認定については、施行後速やかに被保険者が保険医療機関等において現物給付を受けられることができるよう、本政令の施行日前においても保険者がその認定を行うことができることとすること。

## 第3 施行期日

平成30年8月1日から施行すること。

(参考1) 70歳以上の高額療養費の見直しについて

<本政令による改正前>

所得区分	外来特例(個人)	限度額(世帯)
	現役並み所得 (標準報酬月額28万円以上、課税所得145万円以上(※))	57,600円
一般 (標準報酬月額26万円以下、課税所得145万円未満)	14,000円	57,600円 <多数回該当:44,400円>
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円



<本政令による改正後>

所得区分	外来特例(個人)	限度額(世帯)
	<b>現役並み所得Ⅲ</b> (標準報酬月額83万円以上、課税所得690万円以上)	<b>廃止</b>
<b>現役並み所得Ⅱ</b> (標準報酬月額53万円以上79万円以下、課税所得380万円以上)	<b>167,400円+(医療費-558,000円)×1%</b> <多数回該当:93,000円>	
<b>現役並み所得Ⅰ</b> (標準報酬月額28万円以上50万円以下、課税所得145万円以上(※))	<b>80,100円+(医療費-267,000円)×1%</b> <多数回該当:44,400円>	
一般 (標準報酬月額26万円以下、課税所得145万円未満)	<b>18,000円</b>	57,600円 <多数回該当:44,400円>
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

(※) 標準報酬月額28万円以上の者又は課税所得145万円以上の者であっても、被保険者及びその被扶養者の収入の額が520万円(当該被扶養者がいない者にあつては、383万円)未満等の場合は現役並み所得区分ではなく一般区分になる(健康保険法施行令第34条等)。

(参考2) 70歳以上の高額介護合算療養費の見直しについて

<本政令による改正前>

所得区分	限度額
<b>現役並み所得</b> (標準報酬月額 28 万円以上、課税所得 145 万円以上)	67 万円
一般 (標準報酬月額 26 万円以下、課税所得 145 万円未満)	56 万円
低所得者Ⅱ	31 万円
低所得者Ⅰ	19 万円



<本政令による改正後>

所得区分	限度額
<b>現役並み所得Ⅲ</b> (標準報酬月額 83 万円以上、課税所得 690 万円以上)	<u>212 万円</u>
<b>現役並み所得Ⅱ</b> (標準報酬月額 53 万円以上 79 万円以下、課税所得 380 万円以上)	<u>141 万円</u>
<b>現役並み所得Ⅰ</b> (標準報酬月額 28 万円以上 50 万円以下、課税所得 145 万円以上)	<u>67 万円</u>
一般 (標準報酬月額 26 万円以下、課税所得 145 万円未満)	56 万円
低所得者Ⅱ	31 万円
低所得者Ⅰ	19 万円

(※) 改正後の表中の所得区分(現役並み所得Ⅰ～Ⅲ)について、所得の基準は、高額療養費の70歳以上の算定基準額における所得の基準と同様とする。